

## 第1編 総論

### 第1章 市の責務、位置づけ、構成等

島原市民は、平和憲法の精神に則り「非核三原則」を遵守し、核兵器の速やかな廃絶と軍縮を推進させ、世界の恒久平和と地球環境の保全を願い、「非核平和都市」を宣言している。

国民の安全を確保し、平和を維持するためには、国において諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが何よりも重要であり、市としても県及び関係市町とともに今後とも平和へのはたらきかけを行っていくものである。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、市は住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の国民の保護に関する計画を作成するものである。

#### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

##### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

##### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

用語集

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、差別的取り扱いをしてはならず、思想及び良心の自由、表現の自由を侵してはならない。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

なお、国民の協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたるものであってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者、特に避難行動要支援者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するとともに、特に憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できない場合を除き、外国人に適用されるものと解されていることにかんがみ、日本に居住し、又は滞在して

いる外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

#### **7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

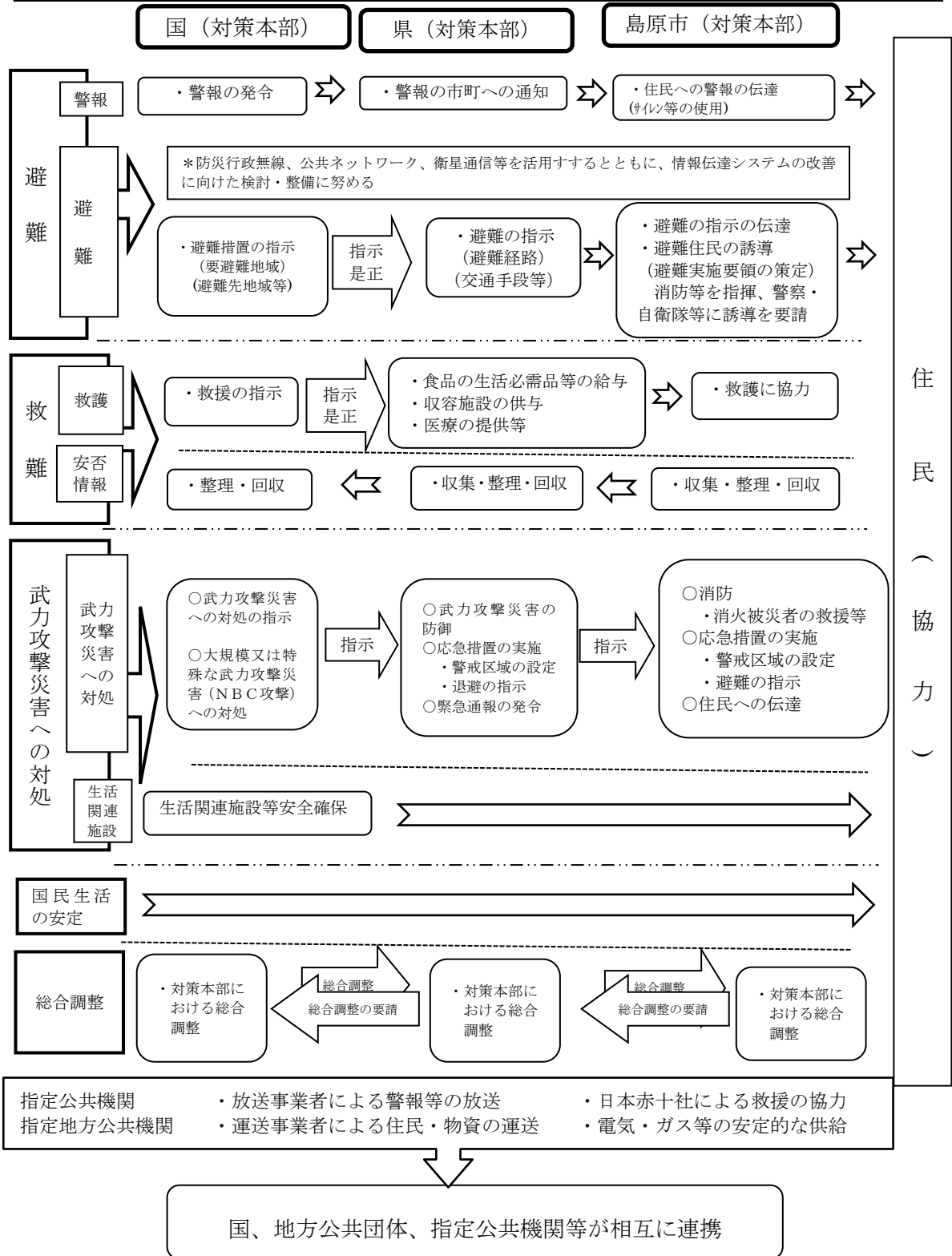
#### **8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
島 原 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

○ 国

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報の発令</li> <li>2 武力攻撃事態等の情報の提供</li> <li>3 避難措置の指示、救援の指示・支援</li> <li>4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学））災害による汚染への対処</li> <li>5 原子炉等による被害の防止</li> <li>6 危険物質等に関する危険の防止</li> <li>7 感染症等への対処</li> </ol>

○ 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

○ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局 (島原警察署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
九州防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 災害施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>

長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係わる情報の収集及び提供
長崎労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局 (長崎県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局 (長崎森林管理署、 島原森林事務所、 眉山治山事業所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業 保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局 (雲仙復興事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 港湾事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
九州地方 環境事業所	1 有害物質発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
大阪航空局 (長崎空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空 交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上 保安部 (長崎海上保安部、 三池海上保安部)	1 船舶内に居る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係わる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置



機関（自衛隊）の名称
自衛隊長崎地方協力本部
陸上自衛隊 西部方面総監部
海上自衛隊 佐世保地方総監部
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災 害 研 究 機 関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放 送 事 業 所 (NHK 長崎放送局、長崎放送(株)、テレビ長崎(株)、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、エフエム島原(株)、(株)かぼちゃテレビ、(株)西九州電設ひまわりテレビ)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運 送 事 業 所 (島原鉄道(株)、長崎県トラック協会島原支部、九商フェリー(株)、熊本フェリー(株)島原支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物輸送の確保
電 気 通 信 事 業 所 (西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))	1 避難施設における電話その他通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い
電 気 事 業 所 (九州電力(株)島原配電事業所)	1 電気の安定的な供給
ガ ス 事 業 所 (西部ガス(株)島原営業所)	1 ガスの安定的な供給
水 道 事 業 者 水道用水供給事業者 工場用水道事業者	1 水の安定的な供給

日本郵便株式会社 (島原郵便局、南高湯江郵便局、有明郵便局、三会郵便局、島原湊町郵便局、島原安中郵便局、島原大手郵便局、島原江戸町郵便局、杉谷郵便局、東空閑簡易郵便局、松尾簡易郵便局、下折橋簡易郵便局、三之沢簡易郵便局、戸田簡易郵便局)	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設 道路、港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行及び通貨並びに金融の調節 2 銀行その他金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

- 関係機関の連絡先  
関係機関の連絡先は、資料編、資料1「関係機関の連絡先一覧」のとおりとする。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 地形

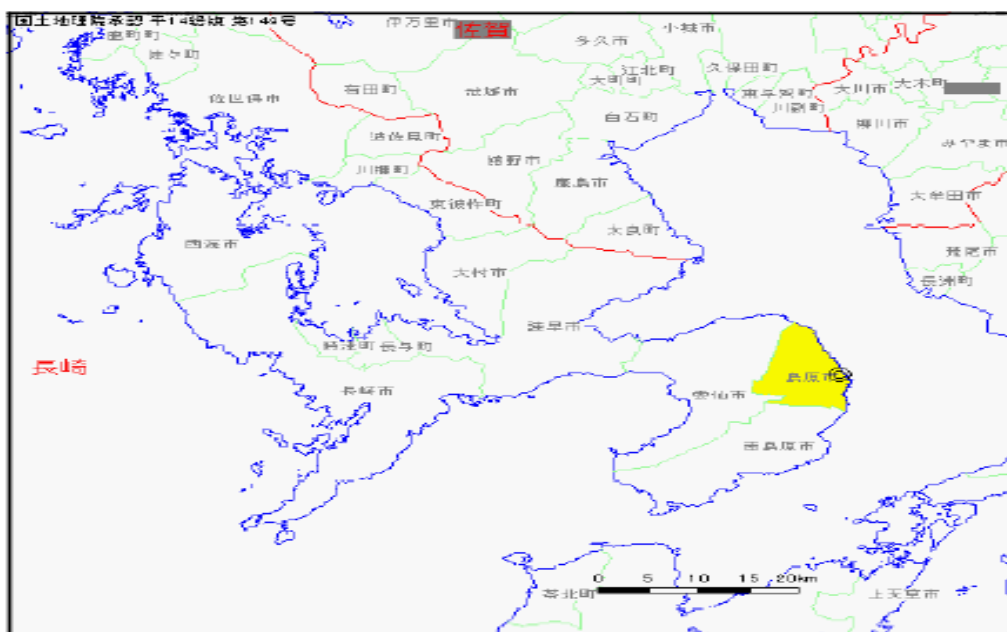
本市は、長崎県の南東部にある島原半島の東岸に位置し、東を有明海、北西を雲仙市南を南島原市に各々接しており、面積は82.97km<sup>2</sup>で、島原半島の約18%を占めている。市域の南西に島原半島最高峰平成新山（標高1,482.7m）を望み、ここを頂点に北東方向に緩やかに傾斜上の扇状形地形をなし東の有明海に至っている。

市の中心市街地付近には標高818.7mの眉山がそびえ、南西へ市街地の広がりやを遮断している。眉山の南東斜面には島原大変（1792年）の大規模崩壊跡が今なお残っており、崩落下の海域には、崩落物で誕生した九十九島と呼ばれるほど無数の島々があり、風光明媚な景観を形成し、市北部は、平成新山北側の舞岳（標高703m）を頂点とし、北東部へ緩やかな傾斜をもって扇状形に展開し有明海に臨んでいる。

市内には、大きな川は見られないものの、雲仙岳に育まれた地下水を源とする音無川・中尾川や湯江川など多数の河川が流れており肥沃で良好な農作地帯を形成している。

また地下の地層帯が良好な帯水層となっているため、市のいたる所に豊富な湧水が見られるという特徴がある。

方位	東 西 南 北 端 点	市役所（島原庁舎）の位置
東 端	北緯 32° 46' 18" 東経 130° 23' 21"	
西 端	北緯 32° 46' 21" 東経 130° 16' 23"	
南 端	北緯 32° 44' 14" 東経 130° 22' 14"	
北 端	北緯 32° 52' 01" 東経 130° 19' 13"	
		北緯 32° 47' 17" 東経 130° 22' 14"



## 2 気象

本市は、島原地域観測所における2017年の気象観測結果では、年間降水量は1,989mm、年平均気温は、17.1℃である。月毎の降水量の変化では、梅雨時期の7月が一番多い。

過去5年間の概況（平成25年～平成29年）

島原地域気象観測所

項目 年別	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)	日 照 時 間 (h)
	平 均	最 高	最 低		
平成25年	17.4	37.3	-1.6	1,970.0	2,178.4
平成26年	16.9	35.6	-0.8	2,229.5	1,861.0
平成27年	17.2	35.4	-0.6	2,475.5	1,878.0
平成28年	18.1	37.8	-6.2	2,556.0	1,861.0
平成29年	17.1	36.5	-3.0	1,989.0	1,991.8
5年平均	17.3	36.5	-2.4	2,244.0	1,954.0

平成30年3月31日現在

統計期間 単 位 月	平 均 気 温 ( ° C ) ( 平 成 2 9 年 )	降 水 量 ( m m ) ( 平 成 2 9 年 )
1 月	7.2	56.5
2 月	7.9	125.5
3 月	10.1	76.0
4 月	16.4	242.0
5 月	20.2	145.0
6 月	22.8	210.5
7 月	28.0	361.0
8 月	28.9	196.5
9 月	25.6	249.5
10 月	19.8	259.0
11 月	13.0	43.5
12 月	7.0	24.0

平成29年12月31日現在

**3 人口分布**

人口は、2018年(平成30年)調査で45,385人であり、長崎県の3.2%、島原半島の33.7%を占めている。1990年代には、1991年(平成3年)の雲仙・普賢岳噴火災害によって約1,500名~2,000名ほどの多くの住民が市外に避難したこともあって人口は大幅に減少したが、その後は復興が進むにつれて流入が見られた。しかしながら、出生数の大幅低下により、出生数より高齢者の死亡率が多くなり、自然動態がマイナスに転じたため、人口減少の傾向が続いている。

世帯数は、2018年で19,556世帯となっている。

世帯人員については、年々減少傾向にあり、2018年には1世帯当たり2.4人となっている。なお、人口構造をみると、高齢化率(65歳以上の老年人口比率)が大幅に高まっており、本格的な高齢化社会が到来している。2010年には29.3%、2015年には31.7%、2018年には33.5%となっており、3年間で1.8ポイントの増加が見られる。

また、本市の人口は、中央地区(森岳、霊丘、白山)に集中しており、全体の約45%となっている。

第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴

項目 年別	実数(人、世帯、人／世帯)			
	人口	増加率	世帯数	1世帯当たり 人員
1995年(平成7年)	52,818	△7.12	16,547	3.2
2000年(平成12年)	51,563	△2.38	16,990	3.0
2005年(平成17年)	50,041	△2.95	17,170	2.9
2010年(平成22年)	47,359	△5.36	17,039	2.8
2015年(平成27年)	46,883	△1.01	19,498	2.4
2018年(平成30年)	45,385	△1.80	19,556	2.4

平成30年3月31日現在

項目 年	実績値(人)				
	2000年	2005年	2010年	2015年	2018年
年少人口(0～14才)	8,360	7,350	6,361	5,982	5,727
生産年齢人口(15～64才)	31,117	29,322	27,120	26,007	24,477
高齢人口(65歳以上)	12,086	13,369	13,878	14,894	15,181

平成30年3月31日現在

項目 年	構成比(%)				
	2000年	2005年	2010年	2015年	2018年
年少人口(0～14才)	16.2	14.7	13.4	12.8	12.6
生産年齢人口(15～64才)	60.3	58.6	57.3	55.5	53.9
高齢人口(65歳以上)	23.5	26.7	29.3	31.7	33.5

平成30年3月31日現在

地区	総数	男	女	世帯数	人口構成比 (%)
有明	10,561	5,095	5,466	3,845	23.3
三会	4,597	2,202	2,395	1,708	10.1
杉谷	3,569	1,714	1,855	1,479	7.9
森岳	8,215	3,819	4,396	3,823	18.1
霊丘	5,701	2,550	3,151	2,778	12.5
白山	6,469	2,912	3,557	3,210	14.3
安中	6,273	2,868	3,405	2,713	13.8
島原市	45,385	21,160	24,225	19,556	—

平成30年3月31日現在

#### 4 道路の位置等

道路は、海外線を南北に延びて雲仙市及びに南島原市とつながっている国道251号線、市の南部の島原外港から雲仙へ延びる国道57号線が通っている。

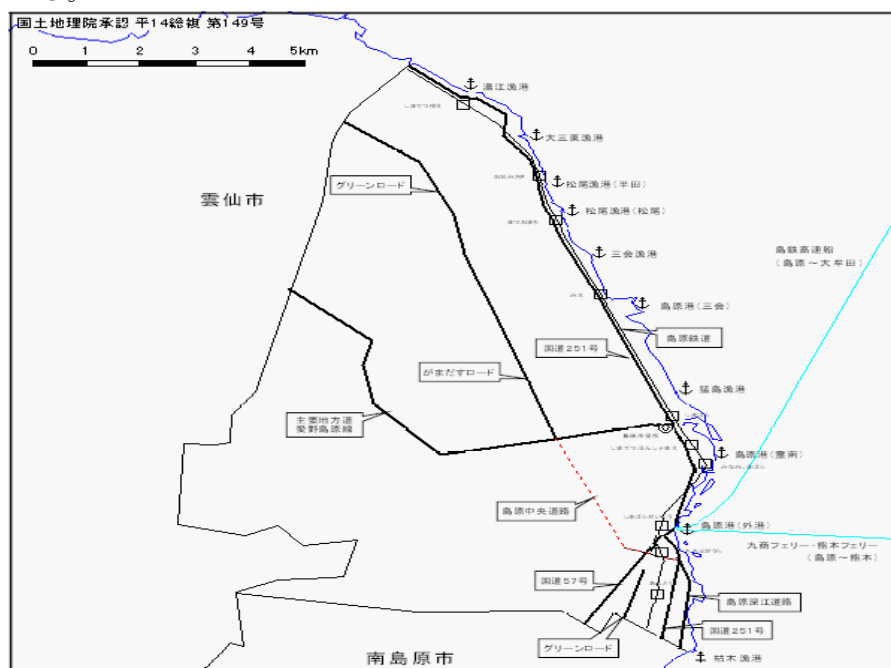
市の中心部を東西に延びている県道58号愛野島原線と中心部から北に延びるがまだすロード、グリーンロードは、雲仙市と繋がっており、南部地域はグリーンロードで南島原市と繋がっている。

また、諫早市から南島原市深江町間、延長50kmが地域高規格道路の計画路線として島原道路が指定された。一般国道251号線島原中央道路は、この島原道路の一部区間として島原市を南北に縦断する延長約4.5kmの道路であり、島原市中心部の災害時の代替道路の役割を担う道路である。

#### 5 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、海岸線に沿って島原鉄道が諫早駅から島原外港駅の43.2kmを結んであり、市内には8の駅がある。単線非電化路線である。地域に密着した公共交通機関として重要な役割を担っている。

港湾は、地方港湾である島原港（三会、霊南・外港地区）が1港、港湾は6港がある。島原港外港地区には、島原～大牟田間に1航路、島原～熊本間に2航路が運航している。



#### 6 その他

本市は、島原半島の中央、東部に位置しており、武力攻撃等により道路等が破壊されると市外への移動が著しく制限されるため、住民の避難に際して交通アクセスの確保が重要な課題となる。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

類 型	特 徴
着 上 陸 侵 攻	国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことを想定
ゲ リ ラ や 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃	突発的に被害が発生することも考えられる
弾 道 ミ サ イ ル 攻 撃	発射された段階での攻撃目標の特定がきわめて困難であり、短時間での弾着が予想される
航 空 攻 撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

類 型	特 徴
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等の破壊</li> <li>・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダム等の破壊</li> </ul>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul>
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>